

第3次鹿角市立小・中学校多忙化防止計画

令和7年3月
(令和8年3月一部改訂)

鹿角市教育委員会

1 第3次鹿角市立小・中学校多忙化防止計画策定の趣旨

- 文部科学省では、第4期教育振興基本計画において、身体的・精神的・社会的に良い状態にあり、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念である「ウェルビーイング」について教育を通じて向上させていくことが必要であるとしており、また、子どもたちのウェルビーイングを高めるためには、教師を含めた学校全体のウェルビーイングが重要としています。
- 鹿角市教育委員会では、令和元年度から第1次鹿角市立小・中学校多忙化防止計画の推進を図ってきたほか、令和4年度からは第2次計画をスタートさせ、業務改善の取組を行ってきました。その結果、小・中学校における長時間勤務の傾向は大分改善されました。今後、さらに改善を図るべく、「第3次鹿角市立小・中学校多忙化防止計画」を策定することとしました。
- 鹿角市の小・中学校に配置される教員は、県内他市町村に比べて若年層教員の割合が高く、経験年数が少ない教員ほど長時間勤務の傾向にあります。第1次計画策定当時は、授業の質の低下や部活動の競技力の低下等への懸念から「働き方改革」を望んでいない教員も見受けられましたが、現在は教員のほとんどが「働き方改革（多忙化の解消）」を望んでいるという状況にあります。今後も50才代の教員の退職が続いていくことから、教職を目指す若者を増やすための取組と、次代を担う若い教員が心身ともに健康で働き続けられる体制づくりを早急に進める必要があります。
- 秋田県教育委員会は、令和3年3月に「2021教職員が実感できる多忙化防止対策」を策定したほか、令和6年3月には「教職員の働き方改革推進計画」を策定しました。その中で、子どもたちの成長に真に必要な教育活動の実践を目指して、県教育委員会、市町村教育委員会、学校、関係機関、家庭、地域の理解や協力を得ながら、学校の働き改革に関する取組を着実に実施することを求めています。
- 本計画では、「教職員の働き方改革推進計画」で定める目的を踏まえ、本市独自の取組も実施しながら、より実効性のある取組を目指します。

2 多忙化の現状

市内の教員の時間外在校等時間は、これまで様々な取組を行ってきたことで改善されていることがうかがえます。

●時間外在校等時間（月平均）の推移

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
鹿角市小学校平均	33.0時間	31.0時間	30.5時間
秋田県小学校平均	31.5時間	31.8時間	32.2時間
鹿角市中学校平均	41.9時間	40.3時間	39.9時間
秋田県中学校平均	46.5時間	45.9時間	44.5時間

時間外在校等時間の調査結果から、教員の長時間勤務は改善されつつあります。しかしながら、令和7年度においても、過労死ラインとされる月80時間以上の残業を行っている教職員がいることを踏まえ、さらなる多忙化防止に係る取組が必要な状況にあります。

●時間外在校等時間が月80時間を超える教員数（令和7年4月～令和7年10月）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
80h超小学校教員	2人	2人	2人	2人	0人	0人	3人
80h超中学校教員	5人	10人	3人	3人	0人	6人	3人
計	7人	12人	5人	5人	0人	6人	6人

- 以上を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定します。

3 多忙化防止に係る目標

★目指すべき姿

- 子どもたちと向き合う時間の確保と充実した教育活動の推進
- 教職員の負担軽減とワーク・ライフ・バランスの充実

★鹿角市教育委員会の目標

- ① 時間外在校等時間（休日労働を含む）を、令和9年度までに月45時間以内、1年間で360時間以内とする。
- ② 月あたりの時間外在校等時間数が80時間を超える教職員の割合を、令和9年度までに0（ゼロ）にする。
- ③ 校長が認めた特別な事情がない限り、令和9年度までに、中学校の最終退校時刻を19時30分とし、小学校の最終退校時刻を18時30分とする。
- ④ 年間の年次有給休暇平均取得日数を10日以上とする。
- ⑤ 「あなたは普段の仕事にやりがいを感じますか」という学校アンケートの質問項目において、肯定的な回答の割合が7割以上とする。

4 計画期間 令和7年度から令和9年度（3か年度）

5 目標に係る進捗管理

- 校長は、各職員の勤務データを管理するとともに、在校時間記録簿を3年間保存する。
- 校長は、部活動の活動基準に準拠した活動とするために、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を職員に提出させ承認する。
- 目標②（単月の時間外勤務上限の80時間）を3か月連続して達成できなかった職員に対して、校長は面談を通して改善のための指導・助言を行う。また、面談結果とその後の対応策について、文書で市教育委員会へ報告する。
- 市教育委員会は、必要に応じて校長と面談を行い、業務改善のための指導・助言を行う。
- 市教育委員会は、本目標の達成状況等を検証するために、学校職員の代表者（校長、教頭、教諭等 各2名）との意見交換会を毎年開催し、必要に応じて本目標の改定を行う。

6 具体的な取組

具体的な取組については、学校と教師の業務の3分類及び今後の新たな取組に係る開始年度を記載するほか、すでに実施した取組については継続実施とする。

（1）「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

- ① 学校以外が担うべき業務
 - ・ 児童生徒が補導されたときの対応 <継続実施>
 - ・ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 <継続実施>
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
 - ・ 平日における部活動指導員の配置拡充 <継続実施>
 - ・ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 <継続実施>
- ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
 - ・ 授業の準備においてデジタル技術を活用した教材等の共有 <継続実施>

（2）市教育委員会及び学校における業務の見直し

- ① 勤務時間管理の徹底と適正な在校時間の設定
 - ・ 秋田県教育委員会と県内市町村が導入を推進している統合型校務支援システムを学校に導入して勤務時間を管理する。 <R7から実施>
 - ・ 適正な在校時間を小学校にあっては7時30分から18時30分までの時間内、中学校にあっては7時30分から19時30分までの時間内とする。早朝7時前への出勤は、校長が特に認めた場合を除き行わない。 <継続実施>
 - ・ 学校に留守番電話を導入し、教職員の時間外労働に対する負担軽減を図る。平日については、小学校は18時から翌朝の7時30分まで、中学校は19時00分から翌朝の7時30分まで留守番電話で応答する。土日と祝祭日は終日、留守番電話で応答する。 <R8から実施>

②学校における措置の促進

- ・学校の教育課程における年間総授業時数及び週当たりの授業時数について、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。＜R 7 から実施＞
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の見直しを行う。＜継続実施＞

③長期休業中の学校閉庁日の設定

- ・夏季休業中の8月13日から8月15日までを学校閉庁日とする。さらにその前後の日を含め、休日・祝日と平日3日間を合わせて、連続する5日間又は6日間を学校閉庁日とする。また、冬季休業中の12月29日から1月3日までを学校閉庁日とする。＜継続実施＞

④春季休業日の延長

- ・年度が替わる新学期において、教職員が児童生徒を迎え入れるために必要な準備に係る時間を確保するため、春季休業日について、4月1日から土曜日、日曜日を除く4日間とする。＜R 7 から実施＞

⑤部活動の活動基準の設定並びに部活動の地域展開・地域連携等

〈中学校〉

- ア 活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度とする。
(指導教員等の準備・片付け等の時間を含まず。) ＜継続実施＞
- イ 活動休業日は週2日以上、土・日で1日以上、平日で1日以上とする。(やむを得ず土・日の両日に活動した場合でも週2日以上の休業日を確保) ＜継続実施＞
- ウ 夏季休業中に1週間以上の連続した休業期間を設ける。
(日本中学校体育連盟主催の全国大会に出場する場合は例外とする。) ＜継続実施＞
- エ 第1・3日曜日の休業日を遵守する。 ＜継続実施＞

〈小学校〉

- ア 活動時間は、平日2時間以内、休日3時間以内とする。
(指導教員等の準備・片付け等の時間を含まず。) ＜継続実施＞
- イ 活動は週4日以内とする。
(大会等で土・日の両日に活動した場合でも週4日以内の活動とする。) ＜継続実施＞
- ウ 夏季休業中に1週間以上の連続した休業期間を設ける。 ＜継続実施＞
- エ 第1・3日曜日の休業日を遵守する。 ＜継続実施＞
- オ 地域の受け皿を確保できた部活動から順に、段階的に活動を地域に移行していく。
(スクールバンド部、陸上部、スキー部) ＜継続実施＞

〈小・中共通〉

- ・部活動は、複数の職員をもって担当することを原則とする。 ＜継続実施＞
- ・学校の事情により複数の担当者を置くことができない場合であっても、通年の一人担当とはしない。 ＜継続実施＞
- ・一人の担当者が指導する日数は、校長が認める特別の事情がある場合を除き、中学校にあっては週4日以内、小学校にあっては週3日以内とする。 ＜継続実施＞

〈市教育委員会〉

- ・中学校の運動部及び文化部の部活動指導員を各校に配置する。 ＜継続実施＞
- ・中学校の部活動指導を徐々に地域に展開させる。
 - ア 部活動地域展開推進委員会を設置し、休日等の地域展開・地域連携に係る具体的な取組を協議する。 ＜R 7 から実施＞
 - イ 中学校運動部活動について、令和11年度から原則すべての休日を活動休止とする。 ＜R 11 から実施＞
 - ウ 地域展開に向けて準備が整った部活動から休日等の指導等を市内の地域スポーツ・文化クラブ団体等が行う。 ＜継続実施＞

⑥事業・研修等の見直し

- ・課題研究活性化事業の対象校を1校とし、教科外授業研究会を廃止する。 ＜R 7 から実施＞

⑦ ICTの活用による教材準備及び事務処理の効率化

＜小・中・共通＞

- ・印刷・集計等の業務量削減と会議のペーパーレス化を図る。＜継続実施＞
- ・統合型校務支援システムのアカウントを活用した教員間のメール送受信を可能にする。＜R 7 から実施＞
- ・統合型校務支援システムの機能活用を図る。＜R 7 から実施＞

＜市教育委員会＞

- ・教育委員会所管の調査・照会業務等を精査し、学校現場の負担軽減となるよう、廃止や削減、調査方法の見直しを行う。＜R 7 から実施＞

⑧毎月の業務量削減

- ・出席簿の補助簿への記入を任意とする。＜継続実施＞
- ・学校から市教育委員会へ提出する鑑文書の押印を廃止する。また、月例報告については鑑文書の添付を不要とする。＜継続実施＞
- ・復命管理簿の記述欄を簡略化する。＜継続実施＞
- ・各種出納簿の点検を「月締め」とする。＜継続実施＞

⑨学校事務共同実施の機能強化

- ・学校事務共同実施の機能を強化し、地域内の事務処理内容を平準化するとともに、事務職員が学校運営に参画できる方策を検討する。＜継続実施＞
- ・学校事務共同実施のグループは、現在の花輪地区、八幡平・尾去沢地区、十和田地区の3つとする。統括事務長が3地区を統括することによって、さらなる事務の効率化を目指す。＜継続実施＞

⑩鹿角市教育センターの機能強化

- ・夢探究プロジェクト事業「夢たん」により、ふるさと・キャリア教育の充実を図る。＜継続実施＞
- ・こもれび相談事業を実施するほか、かづのこもれび教室に指導員を配置し、不登校傾向児童生徒の学校復帰を支援する。＜継続実施＞
- ・就学支援コーディネーターを配置し、適正な就学のための支援を充実させる。＜継続実施＞

⑪教員以外の人的配置の強化

- ・特別な支援を要する児童生徒の増加に伴う特別支援教育支援員の配置を継続する。＜継続実施＞
- ・複式学習サポーターの配置を継続する。＜継続実施＞
- ・ICT支援員の学校への配置を継続する。＜継続実施＞

⑫関係機関との連携事業に係る見直し

- ・次の事業は、関係機関の理解を得て教職員は参加しないこととする。＜継続実施＞
 - ア 青少年健全育成事業における「声かけ運動」（管理職の参加は継続する）
 - イ 全国交通安全運動期間における街頭指導
 - ウ 祭典時における夜間の街頭指導
- ・学校運営協議会での情報共有により、学校と地域が連携可能な取組を促進する。

（３）教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

①メンタルヘルス対策の実施

- ・労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施する。＜継続実施＞

②ノー残業デーの設定

- ・長期休業期間を除く勤務日にノー残業デーを年24回以上設定する。ノー残業デーには、定時の勤務時間後30分以内に退勤する。＜継続実施＞

③年次有給休暇のまとまった日数の取得促進

- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得促進を働きかける。＜継続実施＞

7 関係機関との連携と市民の共通理解の醸成

- 取組の着実な実行を図るため、各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、市のＨＰで公表するとともに、総合教育会議等において報告します。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、各学校に対して本計画の周知を図るとともに、市校長会議等で各校における業務改善計画を共有するなど、教育委員会として支援をしていきます。
- 市教育委員会と各小中学校では鹿角市立小・中学校多忙化防止計画に沿って、スポーツ少年団の社会体育化や地域の教育力の活用（コミュニティスクール導入等）を推進し、さらには中学校部活動の地域移行・地域展開に取り組んできていますが、その一方で指導者や地域住民、保護者の負担が増しているという声があります。地域住民や保護者が子どもの広範な管理を学校に求める「学校任せ」の価値観からの脱却を図り、「地域の子どもたちは地域で育てる」という意識を醸成していくことが必要です。
- 学校の多忙化防止には、市民、地域、保護者からの理解と協力が必要不可欠です。学校が置かれている多忙化の状況や多忙化防止の取組を、市教育委員会から各家庭へ周知します。また、各校のＰＴＡ総会及び学校運営協議会等の機会を活用して説明し、理解と協力を得られるように努めます。